

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）重要事項説明書

あなた（利用者）に対する第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）の提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	永伸総合警備株式会社
主たる事務所の所在地	〒649-6339 和歌山県和歌山市弘西 410-1
代表者（職名・氏名）	代表取締役 辻本 征浩
設立年月日	平成3年6月12日
電話番号・ファックス	電話 073-462-5000 FAX 番号 073-462-5662

2. 事業所の概要

事業所の名称	介護ステーションめぐみ	
サービスの種類	第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒581-0056 八尾市南太子堂2丁目2番6号 昭陽ビル3階	
電話番号・ファックス	電話 072-995-8341 FAX 番号 072-968-8328	
指定年月日・事業所番号	平成28年11月1日指定	2775505916
通常の事業の実施地域	八尾市・東大阪市・大阪市平野区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接触れて行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後6時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、午前7時から午後9時・電話連絡は24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 2人、非常勤 3人
ヘルパー 2 級	非常勤 6人
事務員	非常勤 1人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	村田千加子・長門和代
--------------	------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割（一定所得以上の方は2割）の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）の利用料

サービス名称	サービスの内容	基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問型サービスⅠ（独自）（1月につき）	週1回程度の利用が必要な場合（事業対象者・要支援1・2）	1,176	12,583円	1,259円	2,517円	3,775円
訪問型サービスⅡ（独自）（1月につき）	週2回程度の利用が必要な場合（事業対象者・要支援1・2）	2,349	25,134円	2,514円	5,027円	7,541円
訪問型サービスⅢ（独自）（1月につき）	週2回を超える程度の利用が必要な場合（事業対象者・要支援2）	3,727	39,878円	3,988円	7,976円	11,964円

（注1） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算：訪問介護相当サービス】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200	2,140円	214円	428円	642円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	所定単位数の266/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割

（注1） ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（注2） 地域区分別の単価（5級地 10.70円）含んでいます。

(2) 支払い方法

上記（1）の利用料（利用者負担分の金額）は、1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後に差し上げます。

支払方法

現金払い・・・サービスを利用した月の翌月に現金でお支払いください。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 村田 千加子
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 エ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 1. 身体的拘束等の推進について

- (1) 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

1 2. ハラスメントの防止について

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動(ハラスメント)を禁止しています。業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の環境が害される事がある場合、必要な措置を講じます。

○身体的暴力：叩く・蹴る・引っ掻く・つねる・物を投げつける・手を払いのける・首を絞める
唾を吐く・服をちぎる等

○精神的暴力：大声を発する・怒鳴る・威圧的な態度で文句を言い続ける・刃物をちらつかせる・
通常範囲を超えるような執拗な要求等・「当然の権利」として理不尽なサービスを要求する・

「介護保険料を多く払っているから」と介護保険制度上必要でないサービスや介護保険外のサービスを強要する

○セクシャルハラスメント：必要もなく手や腕、体を触る・抱きしめる・あからさまに性的な話や卑猥な言動を繰り返す

○訪問時のペットの保護：ケージに入れる、首輪でつなぐなどのご対応をお願いします。

1 3. 業務継続計画の策定について

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。

1 4. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

1 5. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の八尾市地域包括センター及び八尾市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	居宅介護事業者賠償責任保険
補償の概要	身体障害および財物損壊

1 6. 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 7. 心身の状況の把握

訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 8. 介護予防支援事業者等との連携

- (1) 訪問介護相当サービスの提供に当たり、介護予防支援事業者等及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護相当サービス計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者等に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに介護予防支援事業者に送付します。

1 9. サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護相当サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等について記録を行い、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 上記のサービス提供記録は、提供した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して、保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

20. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において、感染症が発生又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための方針を整備します。
 - ・従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

21. 指定訪問介護相当サービスのサービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの介護予防サービス計画等に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) サービス提供責任者（訪問介護相当サービス計画を作成する者）

氏 名 _____（連絡先： 072-995-8341 ）

- (2) 提供予定の指定訪問介護相当サービスの内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の 有無	利用料 (月額)	利用者 負担額 (月額)
月				円	円
火					
水					
木					
金					
土					
日					

- (3) その他の費用

① 交通費の有無	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交通費の実費(公共交通機関等の交通費)を請求いたします。
② サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。

- (4) 1ヶ月当たりのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

2.2. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 072-995-8341 管理者 村田 千加子 面接場所 当事業所の相談室
---------	---

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	八尾市地域福祉部高齢介護課	電話番号 072-924-9360
	大阪府国民健康保険団体連合会	電話番号 06-6949-5418

2.3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
- ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
 - ④ 日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
 - ⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の八尾市地域包括支援センター、又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地 〒649-6339

和歌山県和歌山市弘西4 1 0 - 1

事業者（法人）名 永伸総合警備株式会社

代表者職・氏名

代表取締役 辻本 征浩 印

事業者名 介護ステーションめぐみ

説明者職・氏名

サービス提供責任者 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受けました。

利 用 者 住 所

氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄

氏 名 印

立 会 人 住 所

氏 名 印